

令和2年第5回富山県教育委員会議事日程

3月27日（金）午後1時00分

教育委員会室

1 議決事項

- 議案第11号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件
- 議案第12号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件
- 議案第13号 富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件
- 議案第14号 教育委員会の権限に属する事務の一部委任を解除する件
- 議案第15号 富山県美術館条例施行規則廃止の件
- 議案第16号 富山県水墨美術館条例施行規則廃止の件
- 議案第17号 富山県立山博物館条例施行規則廃止の件
- 議案第18号 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件
- 議案第19号 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件
- 議案第20号 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件
- 議案第21号 富山県庁議運営規程一部改正の件
- 議案第22号 富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程一部改正の件
- 議案第23号 公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正の件
- 議案第24号 富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定の件

2 報告事項

令和元年度包括外部監査の結果について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

- 議案第25号 富山県銃砲刀剣類登録審査委員任命の件
- 議案第26号 富山県文化財保護審議会委員任命の件
- 議案第27号 富山県社会教育に関する教育機関の規則に係る協議の件

議案第11号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

「第9款 富山県美術館（第44条—第47条）

目次中 第10款 水墨美術館（第48条—第51条） を削る。

第11款 立山博物館（第52条—第55条） 」

第7条中第29号を削り、第30号を第29号とする。

第15条の表富山県美術館運営委員会の項から富山県立山博物館運営委員会の項までを削る。

第16条第8号から第10号までを削る。

第4章第2節第9款の款名を削る。

第44条から第47条までを次のように改める。

第44条から第47条まで 削除

第4章第2節第10款の款名を削る。

第48条から第51条までを次のように改める。

第48条から第51条まで 削除

第4章第2節第11款の款名を削る。

第52条から第55条までを次のように改める。

第52条から第55条まで 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている運営委員会が知事部局へ移管されることに伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>1 改正内容 知事部局に富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を移管することに伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 生涯学習・文化財室の事務分掌から削る（第7条） (2) 附属機関から削る（第15条） (3) 出先機関及び教育機関の設置から削る（第16条） (4) 各施設の所掌事務、名称及び設置、内部組織、分掌事務を削る（第44条から第55条まで）</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途知事制定規則、改正規則等を起案）</p> <p>(1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県美術館条例施行規則 (3) 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (4) 富山県水墨美術館条例施行規則 (5) 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (6) 富山県立山博物館条例施行規則 (7) 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (8) 富山県教育委員会文書管理規程 (9) 富山県事務決裁規程 (10) 富山県教育委員会事務決裁規程</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>第9款 富山県美術館（第44条—第47条）</p> <p>第10款 水墨美術館（第48条—第51条）</p> <p>第11款 立山博物館（第52条—第55条）</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（生涯学習・文化財室）</p> <p>第7条 生涯学習・文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 富山県美術館、水墨美術館及び立山博物館に関すること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び文化財の保護に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（生涯学習・文化財室）</p> <p>第7条 生涯学習・文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>削る</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び文化財の保護に関すること。</p>	<p>第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備</p>

第8条～第14条 略

(附属機関)

第15条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する室課又は機関名は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する室課又は機関名
略	略	略
富山県美術館運営委員会	博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、富山県美術館の運営に関し館長の諮問に應ずるとともに、館長に対して意見を述べることに關する事務	富山県美術館
富山県水墨美術館運営委員会	博物館法第20条第1項の規定に基づき、水墨美術館の運営に関し館長の諮問に應ずるとともに、館長に対して意見を述べることに關する事務	水墨美術館

第8条～第14条 略

(附属機関)

第15条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する室課又は機関名は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する室課又は機関名
略	略	略
削る	削る	削る
削る	削る	削る

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

富山県立山 博物館運営 委員会	る事務 博物館法第20条第1項の規 定に基づき、立山博物館の 運営に関し館長の諮問に応 ずるとともに、館長に対し て意見を述べることに關す る事務	立山博物館
-----------------------	---	-------

(設置)

第16条 法令又は条例の規定により設置されている出先機関及び
教育機関並びにこの規則により設置する出先機関及び教育機関
は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 富山県美術館

(9) 水墨美術館

(10) 立山博物館

第17条～第43条 略

第9款 富山県美術館

(所掌事務)

第44条 富山県美術館においては、次の事務をつかさどる。

(1) 美術品及び美術に関する図書、文献、模写、模造、写真、
フィルム等の資料（以下「美術資料」という。）を収集し、保

削る	削る	削る
----	----	----

(設置)

第16条 法令又は条例の規定により設置されている出先機関及び
教育機関並びにこの規則により設置する出先機関及び教育機関
は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

削る

削る

削る

第17条～第43条 略

削る

削る

第44条 削除

第9次地方分権一
括法の制定に伴
い、富山県美術館、
富山県水墨美術館
及び富山県立山博
物館を知事部局へ
移管することに伴
う規定整備

第9次地方分権一
括法の制定に伴
い、富山県美術館、

管し、及び展示すること並びに美術資料を利用させること。

(2) 美術に関する講演会、講習会、研究会、研究会等を開催すること。

(3) 美術品及び美術資料に関する専門的な調査研究を行うこと。

(4) 美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するために必要な事業

(名称及び位置)

第45条 富山県美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県美術館	富山市

(内部組織)

第46条 富山県美術館に、学芸課及び普及課を置く。

(分掌事務)

第47条 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の收受発送に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること。
- (4) 富山県美術館運営委員会に関すること。
- (5) 美術品及び美術資料の受託に関すること。
- (6) 美術品及び美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (7) 展覧会の企画及び開催に関すること。

富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

削る
第45条 削除

削る
第46条 削除

削る
第47条 削除

同上

同上

同上

<p>(8) <u>美術に関する専門的な調査研究に関すること。</u></p> <p>(9) <u>美術に関する案内書、解説書、年報、目録、図録、調査研究の報告書等の作成に関すること。</u></p> <p>(10) <u>美術に関する専門的な事項に関すること。</u></p> <p>(11) <u>他の主掌に属しないこと。</u></p> <p>2 <u>普及課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>美術に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。</u></p> <p>(2) <u>美術に関する視覚教材、図書等を一般の利用に供すること。</u></p> <p>(3) <u>広報及び宣伝に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他美術に関する知識の普及に関すること。</u></p>	
<p><u>第10款 水墨美術館</u> <u>(所掌事務)</u></p>	<p><u>第48条 水墨美術館においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>美術品及びこれに関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること並びに美術品等を利用させること。</u></p> <p>(2) <u>美術品等に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。</u></p> <p>(3) <u>美術品等に関する専門的な調査研究を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調</u></p>

削る

削る

第48条 削除

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために必要な事業

(所掌事務)

- 第48条 水墨美術館においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 美術品及びこれに関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること並びに美術品等を利用させること。
 - (2) 美術品等に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
 - (3) 美術品等に関する専門的な調査研究を行うこと。
 - (4) 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために必要な事業

ために必要な事業

(名称及び位置)

第49条 水墨美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県水墨美術館	富山市

(内部組織)

第50条 水墨美術館に、学芸課を置く。

(分掌事務)

第51条 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

削る

第48条 削除

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博美術館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

削る

第49条 削除

同上

削る

第50条 削除

同上

削る

第50条 削除

同上

(1) 文書の收受発送に関すること。
(2) 公印に関すること。
(3) 施設の管理に関すること。
(4) 水墨美術館運営委員会に関すること。
(5) 美術品等の受託に関すること。
(6) 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。
(7) 展覧会の企画及び開催に関すること。
(8) 美術品の専門的な調査研究に関すること。
(9) 美術品等に関する講演会、映写会、研究会等の企画及び開催に関すること。
(10) 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。
(11) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
(12) 広報及び宣伝に関すること。
(13) 学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。
(14) 美術館の普及活動に関すること。

第11款 立山博物館
(所掌事務)

第52条 立山博物館においては、次の事務をつかさどる。
(1) 立山の自然、歴史等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。

削る

削る

第52条 削除

同上

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

- (2) 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、及び教養室を設置してこれを利用させること。
- (3) 博物館資料に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

(名称及び位置)

第53条 立山博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立山博物館	中新川郡立山町

(内部組織)

第54条 立山博物館に、学芸課を置く。

(分掌事務)

第55条 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の收受発送に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること
- (4) 立山博物館運営委員会に関すること。
- (5) 博物館資料の受託に関すること。
- (6) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

削る

第53条 削除

削る

第54条 削除

削る

第55条 削除

同上

同上

同上

<p>(7) <u>展示会の企画及び開催に関すること。</u></p> <p>(8) <u>博物館資料に関する専門的な調査研究に関すること。</u></p> <p>(9) <u>博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。</u></p> <p>(10) <u>博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。</u></p> <p>(11) <u>広報及び宣伝に関すること。</u></p> <p>(12) <u>学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(13) <u>博物館の普及活動に関すること。</u></p> <p>第56条～第61条 略</p>	<p>第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備</p> <p>第56条～第61条 略</p>
---	--

議案第12号

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2出先機関又は教育機関の公文書の記号の表富山県美術館の項から富山県立山博物館の項までを削る。

別表第3の3の項の(7)中「第11条第1項」を「第11条第3項第1号に規定する特殊文書等受領簿及び第12条第1項ただし書」に改め、「及び特殊文書收受簿」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公表の日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館が知事部局へ移管されることに伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 訓令案の内容	<p>1 改正内容 (1) 出先機関又は教育機関の公文書の記号から富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の項を削る（別表第2関係） (2) その他規定整備（別表第3関係）</p> <p>2 施行期日 (1) 1の(1) 令和2年4月1日 (2) 1の(2) 公表の日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途知事制定規則、改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県美術館条例施行規則 (4) 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (5) 富山県水墨美術館条例施行規則 (6) 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (7) 富山県立山博物館条例施行規則 (8) 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (9) 富山県事務決裁規程 (10) 富山県教育委員会事務決裁規程
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○富山県教育委員会文書管理規程 第1条～第10条 略 (受領及び配付) 第11条 略 2 略 3 教育企画課長又は出先機関等の文書責任者（以下「教育企画課長等」という。）が受領した文書（電子文書及び親展文書を除く。次項において同じ。）は、すべて開封し、返送を要するものを除き、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 書留扱いの文書及び電報（祝電その他これに類するものを除く。）にあつては、特殊文書等受領簿（様式第3号）に記載すること。 (2) 略 4～10 略 (収受)</p> <p>第12条 室課及び出先機関等の文書責任者は、室課にあつては教育企画課長から配付を受けた文書及び直接受領した文書、出先機関等にあつては受領した文書について、親展文書及び電磁的記録に係るものを除き、文書管理システムにより収受登録を行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は、文書収発票（様式第1号の1）及び文書保管票（様式第1号の2）に記載した</p>	<p>○富山県教育委員会文書管理規程 第1条～第10条 略 (受領及び配付) 第11条 略 2 略 3 同左 (1) 同左 (2) 略 4～10 略 (収受) 第12条 同左</p>	

後、当該文書の余白に收受印（本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式）を押し、第27条第2項及び第3項に規定する番号を記入しなければならない。

- 2、3 略
- 第13条～第26条 略
(記号及び番号)
- 第27条 略
- 2 略
- 3 施行する一般文書には、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。
 - (1) 別表第2に定める記号（秘密の取扱いを要する文書にあつては、当該記号の次に「秘」又は「極秘」の文字を加える。）及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。
 - ア～ウ 略
 - (2)、(3) 略
- 第28条～第73条 略
- 別表第1 略
- 別表第2（第27条関係）
本庁の公文書の記号 略
- 出先機関又は教育機関の公文書の記号
出先機関又は教育機関の公文書の記号 略

出先機関名又は教育機関名	記号
略	略

出先機関名又は教育機関名	記号
略	略

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美

富山県美術館	富山県水 墨美術館	富山県立山博物館	富山県水 墨美術館及び富 山県立山博物館 を知事部局へ移 管することに伴 う規定整備
富山県美術館	富山県水 墨美術館	富山県立山博物館	富山県水 墨美術館及び富 山県立山博物館 を知事部局へ移 管することに伴 う規定整備
削る	削る	削る	削る
削る	削る	削る	削る
削る	削る	削る	削る

富山県美術館	富山県水 墨美術館	富山県立山博物館	富山県水 墨美術館及び富 山県立山博物館 を知事部局へ移 管することに伴 う規定整備
富山県美術館	富山県水 墨美術館	富山県立山博物館	富山県水 墨美術館及び富 山県立山博物館 を知事部局へ移 管することに伴 う規定整備
削る	削る	削る	削る
削る	削る	削る	削る
削る	削る	削る	削る

別表第3 (第48条関係)

保存期間	公文書の区分	主な類型
1、2 略	略	略
3 文書の効力、重要度、資料価値等に応じて10年又は5年	(1)～(6) 略 (7) 取得した文書の管理を行うための帳簿又は帳票	第11条第1項 に規定する文書収發票 及び特殊文書収受簿
4、5 略	(8) 略	略

様式第1号の1～第19号 略

別表第3 (第48条関係)

保存期間	公文書の区分	主な類型
1、2 略	略	略
3 同左	(1)～(6) 略 (7) 同左	第11条第3項第1号に規定する特殊文書等受領簿 及び第12条第1項ただし書に規定する文書収發票
4、5 略	(8) 略	略

様式第1号の1～第19号 略

同上

議案第13号

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件
富山県教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4特定専決事項の表教育企画課の項室課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項出先機関及び教育機関の長専決事項の欄第1号から第12号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表教職員課の項室課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同表小中学校課の項室課長専決事項の欄第1号から第3号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第2(2)出先機関及び教育機関（学校を除く。）の表富山県美術館長の項から立山博物館長の項までを削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴う富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の知事部局移管及び県内における義務教育学校の設置（令和2年4月に「高岡市立国吉義務教育学校」及び「氷見市立西の杜学園」が開校予定）等に伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 知事部局に富山県美術館、富山県水墨美術館、富山県立山博物館を移管することに伴う規定整備 ・代表者及び代決の順序の出先機関又は教育機関から3館を削る</p> <p>(2) 県内における義務教育学校の設置に伴う規定整備 ・教育企画課、小中学校課の特定専決事項の欄に、義務教育学校に係る記載を追加</p> <p>(3) その他規定整備</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途知事制定規則、改正規則等を起案）</p> <p>(1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県美術館条例施行規則 (4) 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (5) 富山県水墨美術館条例施行規則 (6) 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (7) 富山県立山博物館条例施行規則 (8) 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (9) 富山県教育委員会文書管理規程 (10) 富山県事務決裁規程</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行		改正後		備考
<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第13条 略 別表第1（第4条―第6条関係） 1～3 略 4 特定専決事項</p>		<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第13条 略 別表第1（第4条―第6条関係） 1～3 略 4 特定専決事項</p>		
室課名	室課長専決事項	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長専決事項	
教育企画課	<p>(1) 雇用人（学校の雇用人を除く。）の任免その他の人事に関すること。 (2) 略</p>	<p>削る (1)～(8) 略</p>	<p>教育事務所 (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の産休代員、非常勤講師、一時分校教員の任免その他の人事に関すること。 (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の育児休業に関すること。 (3) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の通勤手当の額に関すること。 (4) 小学校及び中学校の教職員の勤務</p>	<p>○規程整備 ○県内における義務教育学校設置に伴う規程整備</p>

<p>に関する願届に関するこ と。</p>	<p>(5) 小学校及び中学校 の教職員の扶養親 族の認定に関すること。</p> <p>(6) 小学校及び中学校 の教職員（本庁及 び教育事務所に勤務する教 職員を除く。）の児童手当 及び子ども手当の受給資格 及び額の認定に関するこ と。</p> <p>(7) 小学校及び中学校 の教職員の諸給 与、旅費等の支払に関する こと。</p> <p>(8) 小学校及び中学校 の授業時数変更の 認可に関すること。</p> <p>(9) 小学校及び中学校 の2部授業の届出 に関すること。</p> <p>(10) 小学校及び中学校 の授業を行わない 時期の繰替え及び農繁期に</p>
---------------------------	---

<p>に関する願届に関するこ と。</p>	<p>(5) 小学校、中学校及び義務 教育学校の教職員の扶養親 族の認定に関すること。</p> <p>(6) 小学校、中学校及び義務 教育学校の教職員（本庁及 び教育事務所に勤務する教 職員を除く。）の児童手当 及び子ども手当の受給資格 及び額の認定に関するこ と。</p> <p>(7) 小学校、中学校及び義務 教育学校の教職員の諸給 与、旅費等の支払に関する こと。</p> <p>(8) 小学校、中学校及び義務 教育学校の授業時数変更の 認可に関すること。</p> <p>(9) 小学校、中学校及び義務 教育学校の2部授業の届出 に関すること。</p> <p>(10) 小学校、中学校及び義務 教育学校の授業を行わない 時期の繰替え及び農繁期に</p>
---------------------------	---

○県内における
義務教育学校設
置に伴う規程整
備

	<p>おける授業を行わない日の報告に関すること。</p> <p>(1) 小学校及び中学校 の児童及び生徒の出席停止報告に関すること。</p> <p>(2) 小学校及び中学校 の校地及び実習地の増減に関すること。</p>	<p>略</p> <p>略</p>	<p>おける授業を行わない日の報告に関すること。</p> <p>(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒の出席停止報告に関すること。</p> <p>(2) 小学校、中学校及び義務教育学校の校地及び実習地の増減に関すること。</p>	<p>○県内における義務教育学校設置に伴う規程整備</p>
<p>略</p> <p>教職員課</p>	<p>略</p> <p>削る</p>	<p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p>	<p>○規程整備</p>
<p>略</p> <p>小中学校課</p>	<p>(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の一時分校の設置廃止等に関すること。</p> <p>(2) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の短期研修（海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。）派遣に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び義務教育学校の研究指定及び研究委託に関すること。</p>	<p>略</p> <p>略</p>	<p>おける授業を行わない日の報告に関すること。</p> <p>(1) 小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止報告に関すること。</p> <p>(2) 小学校及び中学校の校地及び実習地の増減に関すること。</p>	<p>○県内における義務教育学校設置に伴う規程整備</p>

(4)、(5) 略			
略		略	
別表第2 (第8条関係)			
(1) 略			
(2) 出先機関及び教育機関 (学校を除く。)			
決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
略			
富山県美術館長	副館長	主務課長	
水墨美術館長	副館長	主務課長	
立山博物館長	副館長	主務課長	
(3) 略			
別表第3 略			

(4)、(5) 略			
略		略	
別表第2 (第8条関係)			
(1) 略			
(2) 出先機関及び教育機関 (学校を除く。)			
決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
略			
削る	削る	削る	
削る	削る	削る	
削る	削る	削る	
(3) 略			
別表第3 略			

第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館を知事部局へ移管することに伴う規定整備

議案第 14 号

教育委員会の権限に属する事務の一部委任を解除する件

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき協議するものとする。

令和 2 年 3 月 27 日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

記

1 委任が解除される事務

- (1) 富山県美術館条例の一部を改正する条例（令和 2 年富山県条例第 3 号）による改正後の富山県美術館条例（昭和 55 年富山県条例第 41 号。以下「富山県美術館条例」という。）第 5 条、富山県水墨美術館条例の一部を改正する条例（令和 2 年富山県条例第 3 号）による改正後の富山県水墨美術館条例（平成 10 年富山県条例第 39 号。以下「水墨美術館条例」という。）第 5 条及び富山県立山博物館条例の一部を改正する条例（令和 2 年富山県条例第 3 号）による改正後の富山県立山博物館条例（平成 3 年富山県条例第 32 号。以下「立山博物館条例」という。）第 6 条の規定による指定管理者の指定
- (2) 富山県美術館条例第 6 条、水墨美術館条例第 6 条及び立山博物館条例第 7 条の規定による美術館及び博物館の管理の業務の認定
- (3) 富山県美術館条例第 7 条ただし書き、水墨美術館条例第 7 条ただし書き及び立山博物館条例第 8 条ただし書きの規定による休館日の変更
- (4) 富山県美術館条例第 8 条ただし書き、水墨美術館条例第 8 条ただし書き及び立山博物館条例第 9 条ただし書きの規定による開館時間の臨時変更
- (5) 立山博物館条例第 10 条の規定による博物館の利用の承認
- (6) 富山県美術館条例第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに水墨美術館条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による模写、模造、撮影等の許可
- (7) 富山県美術館条例第 14 条第 1 項及び水墨美術館条例第 14 条第 1 項の規定による入館の拒否

- (8) 富山県美術館条例第 14 条第 2 項及び水墨美術館条例第 14 条第 2 項の規定による入館の制限
- (9) 富山県美術館条例第 15 条第 2 項及び水墨美術館条例第 15 条第 2 項の規定による退館命令
- (10) 立山博物館条例第 15 条の規定による承認及び指示
- (11) 立山博物館条例第 16 条の規定による承認の取消及び利用の制限
- (12) 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の教育財産の使用の許可
- (13) 富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館が行う博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 3 条第 1 項に規定する事業
- (14) その他富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の管理運営に関する事項の処理

2 委任を解除する職員
生活環境文化部長

3 委任の解除日
令和 2 年 4 月 1 日

4 委任を解除する理由

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日より、富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の設置、管理及び廃止に関する事務について、知事が管理し、及び執行することとなるため。

議案第15号

富山県美術館条例施行規則廃止の件

富山県美術館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県美術館条例施行規則を廃止する規則

富山県美術館条例施行規則（昭和56年富山県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富山県美術館条例施行規則を廃止する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの</p>
2 施行期日	<p>令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県美術館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行）により改正 ・富山県美術館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行） ・富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行）

議案第16号

富山県水墨美術館条例施行規則廃止の件

富山県水墨美術館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県水墨美術館条例施行規則を廃止する規則

富山県水墨美術館条例施行規則（平成10年富山県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富山県水墨美術館条例施行規則を廃止する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの</p>
2 施行期日	<p>令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水墨美術館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行）により改正 ・富山県水墨美術館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行） ・富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行）

議案第17号

富山県立山博物館条例施行規則廃止の件

富山県立山博物館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県立山博物館条例施行規則を廃止する規則

富山県立山博物館条例施行規則（平成3年富山県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富山県立山博物館条例施行規則を廃止する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの</p>
2 施行期日	<p>令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立山博物館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行予定）により改正 ・富山県立山博物館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行予定） ・富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行予定）

議案第18号

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（昭和56年富山県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

このは、訓令は、令和2年4月1日から施行する。

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの</p>
2 施行期日	<p>令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県美術館条例施行規則 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県美術館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行）により改正 ・富山県美術館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行） ・富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行）

議案第19号

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成11年富山県教育委員会訓令第7号）は、廃止する。

附 則

このは、訓令は、令和2年4月1日から施行する。

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの</p>
2 施行期日	<p>令和2年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県水墨美術館条例施行規則 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水墨美術館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行）により改正 ・富山県水墨美術館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行） ・富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行）

議案第20号

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程廃止の件

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成3年富山県教育委員会訓令第5号）は、廃止する。

附 則

このは、訓令は、令和2年4月1日から施行する。

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第26号））の施行に伴い、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館並びに各施設に設置されている博物館協議会が知事部局へ移管されることに伴い、廃止するもの
2 施行期日	令和2年4月1日
3 他の規則等との関連	改正が必要な規則・訓令等（別途改正規則等を起案） (1) 富山県行政組織規則 (2) 富山県教育委員会行政組織規則 (3) 富山県立山博物館条例施行規則 (4) 富山県事務決裁規程 (5) 富山県教育委員会事務決裁規程 (6) 富山県教育委員会文書管理規程
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立山博物館条例について、富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例（令和2年2月議会議決、令和2年4月1日施行）により改正 ・富山県立山博物館条例施行規則（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行） ・富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（令和2年3月知事新規制定、令和2年4月1日施行）

議案第21号

富山県庁議運営規程一部改正の件

富山県庁議運営規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令

富山県庁議運営規程 [富 山 県 訓 令
富山県営電気事業管理規程 第1号
昭和45年 富山県教育委員会訓令
富山県警察本部訓令] の一部を次の

ように改正する。

第3条第1項中「公営企業管理者」の次に「、政策監」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直しにより、「政策監」が置かれることに伴う所要の規定整備を行うもの
2 改正の内容	<p>1 改正の内容 庁議の組織規定に「政策監」を追加するもの（第3条関係）</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	共同訓令のため、各機関において決定の後、総合政策局において公表（県報掲載）を行う。
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第22号

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程一部改正の件

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程（昭和26年富山県教育委員会訓令第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項第1号の表中「行政職7級」を「行政職5級」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条第1項第1号の表の改正規定は、公表の日から施行する。

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令案要綱
教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	富山県職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年富山県条例第46号)の改正に伴い所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 富山県職員のサービスの宣誓に関する条例の改正に伴う引用条項の項ずれの規定整備(第2条第1項関係)</p> <p>(2) 宣誓区分の見直しによる規定整備(第2条第1項第1号の表関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 1の(1) 令和2年4月1日</p> <p>(2) 1の(2) 公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 改正が必要な条例等及びその対応</p> <p>(1) 富山県職員のサービスの宣誓に関する条例 令和2年2月議会で議決済み</p> <p>(2) 富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程(昭和26年富山県訓令第8号) 別途改正予定</p> <p>2 その他関連について考察すべき条例等 特になし</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	経営管理部人事課と協議済み

富山県職員の仕事の誓いに関する条例施行規程の一部を改正する訓令

現行	改正案	備考												
<p>○富山県職員の仕事の誓いに関する条例施行規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は、富山県職員の仕事の誓いに関する条例(昭和26年富山県条例第46号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、富山県教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する職員の仕事の誓いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する任命権者の定める上級の公務員とは、次の表の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ右欄に掲げる者とする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局(教育事務所を含む。)に勤務する職員</p> <table border="1" data-bbox="882 150 1069 443"> <tr> <td>行政職7級以上の職員</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>前項以外の職員</td> <td>教育企画課長</td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)~(3) 略</p> <p>2 略</p>	行政職7級以上の職員	教育長	前項以外の職員	教育企画課長	備考 略		<p>○富山県職員の仕事の誓いに関する条例施行規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は、富山県職員の仕事の誓いに関する条例(昭和26年富山県条例第46号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、富山県教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する職員の仕事の誓いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する任命権者の定める上級の公務員とは、次の表の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ右欄に掲げる者とする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局(教育事務所を含む。)に勤務する職員</p> <table border="1" data-bbox="882 443 1069 1238"> <tr> <td>行政職5級以上の職員</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>前項以外の職員</td> <td>教育企画課長</td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)~(3) 略</p> <p>2 略</p>	行政職5級以上の職員	教育長	前項以外の職員	教育企画課長	備考 略		<p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p>
行政職7級以上の職員	教育長													
前項以外の職員	教育企画課長													
備考 略														
行政職5級以上の職員	教育長													
前項以外の職員	教育企画課長													
備考 略														

議案第23号

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正の件

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

富山県教育委員会

教育長 伍嶋 二美男

別記様式中

「

② 受検区分	一般 選考	特別選考						
		社会人 経験 A	社会人 経験 B	教職 経験	特 定 格	国 際 貢 献	ス ポ ー ツ 実 績	障 害 者

を

「

② 受検区分	一般 選考	特別選考							
		社会人 経験 A	社会人 経験 B	教職 経験	特 定 格	国 際 貢 献	ス ポ ー ツ 実 績	障 害 者	大 推 学 薦

に、

「

⑧ 受 検 種 目	小学校(体育・オルガン)
	中学・高校 [()]
	特別支援(A・B) 小 (体育・オルガン)
	特別支援(A・B)中・高 [()]
	養護教諭

を

「

⑧ 受 検 種 目	小学校
	中学・高校 [()]
	特別支援(A・B) 小
	特別支援(A・B)中・高 [()]
	養護教諭
	栄養教諭

に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正案要綱

教育委員会教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	<p>優秀な人材確保のため、令和3年度教員採用選考検査から、選考検査の受検資格等を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 優秀な小学校教員の確実な確保のため、受検種目「小学校」に限り、特別選考「大学推薦」を導入する。「大学推薦」での受検者は第1次検査の一部を免除とする。</p> <p>(2) 受検種目「小学校」「特別支援A・B(小)」の受検者の増加と受検者の負担軽減を図るため、受検種目「小学校」と「特別支援A・B(小)」の第2次検査における実技検査を廃止する。</p> <p>(3) 栄養職員の募集を停止し、新たに栄養教諭での採用を開始するにあたり、栄養教諭採用選考検査を教員採用検査と同日に行う。そのため、受検種目に栄養教諭を追加する。</p> <p>(4) 講師経験のある受検者の増加と負担軽減のため、第1次検査一部免除の講師の要件を緩和する。</p>
2 改正の内容	<p>上記見直しに伴い、規程第4条第1項に基づき志願者が教育長に提出する願書の様式について、所要の改正を行う(別記様式)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「受検区分」のうち、「特別選考」に「大学推薦」を追加 ・ 「受検種目」に「栄養教諭」を追加
3 施行期日	令和2年4月1日

現 行

改 正 案

備 考

(氏名) _____

受験番号 _____ 課 _____

① 試験等

② 部・クラブ、スポーツ、文化、ボランティア等 所属

③ 特設、部活、修習立スポーツ

④ 部員を以ての活動

⑤ 日記アビール

(氏名) _____

受験番号 _____ 課 _____

① 試験等

② 部・クラブ、スポーツ、文化、ボランティア等 所属

③ 特設、部活、修習立スポーツ

④ 部員を以ての活動

⑤ 日記アビール

議案第24号

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定
の件

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和2年3月27日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務を行う時間の上限等)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第6条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間か

ら所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月
 - (4) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則案要綱

教育委員会教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関し必要な事項を定めるもの
2 規則案の内容	<p>1. 業務を行う時間の上限について</p> <p>(1) 上限時間の原則</p> <p>ア 1 箇月時間外在校等時間 45 時間</p> <p>イ 1 年間時間外在校等時間 360 時間</p> <p>(2) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間</p> <p>ア 1 箇月時間外在校等時間 100 時間未満</p> <p>イ 1 年間時間外在校等時間 720 時間</p> <p>ウ 1 年のうち1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月</p> <p>エ 連続する2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び6 箇月のそれぞれの期間について、各月の1 箇月時間外在校等時間の1 箇月当たりの平均時間 80 時間</p> <p>2. 上記に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。</p>
3 施行期日等	令和2年4月1日

令和元年度包括外部監査の結果について

令和元年度包括外部監査が実施され、包括外部監査人（布目 剛氏）から下記のとおり監査結果報告書が提出されましたので、報告いたします。

記

1 監査テーマ

県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について

2 監査の対象

県立学校及び教育委員会事務局

3 監査の主な要点

- (1) 学校施設の老朽化対策等は計画的に行われているか。
- (2) 財産や物品等の契約事務や管理事務は適切に行われているか。
- (3) 情報管理は適切に行われているか。
- (4) 県費外会計（私費会計）の管理事務は適切に行われているか。
- (5) 教職員等の労務管理や人事評価は適切に行われているか。
- (6) 学校評価は適切に行われているか。

4 監査結果の概要

別紙のとおり

5 今後のスケジュール

- ・ 令和2年6月頃 監査結果に対する措置状況について照会（知事→教委）
- ・ 12月頃 監査結果に対する措置状況について回答（教委→知事）
及び県報登載

(別紙)

令和元年度富山県包括外部監査結果の概要

<テーマ> 県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について

1. 財産管理

学校施設の老朽化が激しく修繕が必要な箇所が散見されたので、現地調査等による現状把握をより丁寧に行うなどきめ細かな対応をお願いしたい。(意見)

また、校舎敷地の過半が、県と市の間で所有権の帰属が不明となっている事例があったので、両者協議の上、早期の権利確定が望まれる。(指摘)

2. 物品管理

備品照合点検で良好とされた備品が所在不明となっているなど、現物確認が正しくなされていない事例があったので、既存の手順を見直し、マニュアル化を図り、適切な物品管理の運用が望まれる。(指摘)

なお、図書や薬品でも現物確認が正しくなされていない事例が見受けられた。(指摘)

3. 情報管理

学校で使用するUSBメモリが網羅的に把握されていないなどの事例があった。今後、県立学校が新しいLAN環境に切り替わるため、より厳格な情報管理が求められることから、教職員向けに十分な研修を行うことが望まれる。(指摘)

4. 県費外会計

教育委員会のガイドラインに従い、各校が独自に取扱要綱を定めて運用するルールとなっているが、要綱の規定と異なる取扱いの事例が多く見られた。

また、行政事務に不慣れな教員が担当することが多く、部費会計等で講師謝金の算定ルールがない、講師謝金の源泉徴収が未実施などの多くの課題が認識された。(指摘、意見)

5. 労務管理

国が行った学校の働き方改革の取組状況調査の結果、管理職以外の教員に対する研修の未実施や人事評価に働き方に関する視点が入り入れられていない点などで、取組みの遅れが見られる。本県の学校多忙化解消推進方針にもこれらの取組み内容は考慮されておらず、早期の検討が望まれる。(意見)

6. 学校評価

学校の多忙化解消のためには、取組みに対する学校関係者の理解と協力が不可欠であるが、学校評価はまさに学校関係者と合意形成を図る上で絶好の場とも言える。今後は、多忙化解消のための取組みを学校アクションプランの一つに掲げることにより、学校関係者も巻き込んだ、より一層踏み込んだ多忙化解消の取組みを期待したい。(意見)

今後の教育委員会等の日程について

○ 令和2年4月24日(金) 13:00 予定

教育委員会 (教育委員会室)